

入札説明書

1. 入札に付する事項

入札公告に示すとおり

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札公告に示すとおり

3. 入札参加資格を有することの確認に関する事項

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「確認申請書」という。）及び確認申請書に記載されている書類を添付し、公告の示す場所へ提出期限までに郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

4. 入札心得

- （1）入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- （2）入札は、公告の示す日時及び場所に本人又は代理人が出席して入札書を提出する。
- （3）入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- （4）入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- （5）入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- （6）開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、財団が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- （7）入札中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。入札辞退により途中で退場する場合は、入札執行者の了解を得ること。
- （8）開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- （9）入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- （10）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に触れる行為を行ってはならない。

5. 入札書等の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式第2号）に必要とする事項を記載し、公告に示す日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状（様式第3号）を提出しなければならない。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。この場合、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。
- (4) 入札金額は訂正することができない。書き損じた場合は、新たに入札書の配布を受けて入札を行うことができる。
- (5) 環境配慮のため、入札書及び委任状の封筒は必要としない。

6. 入札保証金

免除

7. 入札方法及び開札等

- (1) 入札に先立ち、代理人の入札の場合は、上記5の(2)の書類確認を受けるものとする。
- (2) 開札は、入札終了後ただちに入札会場で行う。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、2回に限り再度入札に付することができるものとする。
- (6) 2回目以降の入札に応答できない場合は、入札書に辞退する旨表記する。

8. 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を取り止め、または入札期日を延期する場合がある。

9. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 上記3により参加資格があると通知を受けた者以外の者が提出した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札をしても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

11. 契約保証金

免除

12. 契約書等の作成

- (1) 賃貸借契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から令和7年3月31日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

13. 質問等

入札説明書及び仕様書に関して質問がある場合は、質問書（様式第4号）により、令和7年3月11日正午までに提出（持参・郵送・電子メール）するものとする。（郵送の場合は令和7年3月11日正午までに必着とし、郵送又は電子メールで提出した場合は必ず電話で受信確認を行うこと）回答については随時行う。

14. 添付資料

様式第1号：入札参加資格確認申請書

様式第2号：入札書

様式第3号：委任状（代理人が入札する場合）

様式第4号：質問書

15. その他

（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）この入札に関する問い合わせ先

〒690-0003

島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

公益財団法人ふるさと島根定住財団 総務課

電話（0852）28-0690 FAX（0852）28-0692

メール shimane@teiju.or.jp